

生活習慣病管理料についてのお知らせ

令和6年6月から患者さまの疾病に応じて生活習慣病管理料を算定します。

生活習慣病管理料（Ⅱ）

療養計画書により生活習慣に関する総合的な治療管理を行います。

患者さまの状態に応じて、医師の判断により、28日以上長期の処方や、リフィル処方箋の発行を行う場合がございます。